

# 海老名市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

平成 30 年 12 月 18 日 条例第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）

第 3 条第 2 項の規定に基づき、海老名市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模は、300 平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。